

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小八林久保田下青鳥線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
二〇番一地先まで	比企郡吉見町大字下細谷字汲田七四二番一地先から 同郡同町大字下細谷字汲田七	区 間
九・九九〇一・二・一〇	七・七二〇九・七七	敷地の幅員 (メートル)
	一八六・一一	延長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考